

判決年月日	平成18年3月30日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成17年（ネ）10109号		
○ 「船舶の動揺軽減装置の制御方法」に係る発明が進歩性を欠き、同発明に係る特許は無効にされるべきものであるとして、特許権を行使することができないとされた事例			

（関連条文） 特許法29条2項，104条の3第1項

Xは、発明の名称を「船舶の動揺軽減装置の制御方法」とする本件特許について、特許権の設定登録を受けたXの代表者から、独占的通常実施権を許諾され、さらに本件特許権を譲り受けた株式会社であり、本件は、Xが、Yに対し、本件特許権の間接侵害に基づくY装置の製造又は販売行為の差止め、並びに本件特許権の間接侵害及び独占的通常実施権の間接侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償及び遅延損害金の支払を求めたのに対して、Yが、構成要件の非充足及び進歩性欠如の無効事由等を主張して争った事案である。

原審は、本件特許は、進歩性欠如（特許法29条2項）の理由で無効審判により無効にされるべきものと認められるから、Xは、Yに対し、本件特許権を行使することができない（特許法104条の3第1項）と判断して、Xの請求をいずれも棄却したので、Xは、これを不服として、本件控訴を提起した。なお、Xは、本件控訴の提起後、特許請求の範囲の記載を訂正する審判を請求し、特許庁は、上記訂正を認める旨の審決（以下「本件訂正審決」という。）をし、これが確定した（以下、本件訂正審決により認められた訂正を「本件訂正」といい、本件訂正後の本件特許に係る明細書及び図面を「本件明細書」という。）。Xは、本件訂正審決の判断を引用するなどして、本件特許に進歩性がある旨主張した。

本件判決は、次のとおり判示し、本件特許発明は、引用発明，周知技術1ないし3，引用例2の記載事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものということができるとし、また、バルブを閉じるタイミングに関して本件訂正審決の指摘する点もこの判断を覆すものとはいえないとして、本件控訴を棄却した。

「引用発明において、ポテンシオメータ等の手段で必要な舵角指令情報等を自動的に取り入れ、コントロール部においてこれらの内容を解読するとともに制御信号を出力し、舵角指令情報等があらかじめ設定してある条件を満たす場合にバルブを強制的に閉じる制動を自動的に行うようにすることは、当業者が適宜行うことができたことと認められる。」

「船体運動学の分野において、船舶が旋回するときに、最初に内側に傾斜し、旋回が進むに従って外方に傾斜することが周知であったこと（周知技術1）に加え、引用発明を含め、受動型のARTにおいては、タンク内の液体は船体の動揺に対して90度の位相遅れを生ずるよう設計され、その技術的意義が船を傾斜させようとするモーメントと、タンク

の水のモーメントとを相殺することにあることを考慮すると、引用発明において、本件特許発明のように自動化の手段を構成するにあたり、バルブを閉じる時期を、『舵圧により船体が旋回中心内側方向へ傾斜した後であって遠心力により旋回中心外側へ傾斜を起こす前に』と限定することに、格別の困難があったものということとはできず、この点は、当業者であれば容易に想到することができたものというべきである。」

「Xは、本件特許発明は、『舵圧により船体が旋回中心内側方向へ傾斜した後であって遠心力により旋回中心外側方向へ傾斜を起こす前に』ARTのバルブを閉じる制動を行うことにより、タンク内の液体を旋回中心内側に移動した状態で停止させ、これによって船体の旋回中心外側への傾斜角を減少させるという顕著な効果（本件明細書の段落【0027】～【0029】）を奏する旨主張する。しかし、……一般に、受動型のARTにおいては、タンク内の液体は船体の動揺に対して90度の位相遅れを生ずるよう設計されており、船体が旋回中心内側方向に傾斜した後、タンク内の液体が旋回中心内側に片寄った状態になるまでには、時間差があるはずであるから、『舵圧により船体が旋回中心内側方向へ傾斜した後であって遠心力により旋回中心外側方向へ傾斜を起こす前』であっても、必ずタンク内の液体が旋回中心内側に片寄った状態にあるとは限らないのであって、X主張の効果は、本件特許発明の一実施態様の効果にすぎず、本件特許発明全体を通じて奏される効果ということとはできない。」